

団体信用生命保険事業の中途加入申込みの取扱いについて

共済組合が行う組合員貸付事業の貸付けを受けている組合員に対し、貸付金の返済期間中組合員が死亡又は高度障害となった時の債務補償制度（以下「団体信用生命保険」という。）及び組合員が借入金の返済中に病気や障害により就業障害状態となったときに貸付償還金相当額を保険金として支払う制度（以下「債務返済支援保険」という。）の事業（以下「団体信用生命保険事業」という。）を全国市町村職員共済組合連合会が実施しております。

この団体信用生命保険事業の適用について、組合員が貸付申込み時に加入せず、その後加入する（以下「中途加入」という。）場合の加入手続きは、毎年1回に限定されていましたが、平成23年4月から随時加入申込みができるようになりました。

つきましては、加入内容及び事務取扱いについては、次のとおりとなります。

記

1 加入対象者

貸付申込み時に団体信用生命保険事業に未加入であった者及び告知事項に該当したため加入できなかった者で申込日現在の貸付残高が50万円以上の者

2 保険適用開始日

申込日（告知日）の属する月の翌々月1日

（例）申込日（告知日）：平成23年4月25日

共済組合受付日：平成23年4月28日

保険適用開始日：平成23年6月1日

3 申込み手続き

「団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書兼口座振替申込書」を共済組合に提出してください。

（注意）遡及しての加入及び翌月以降の先行受け付けはできません。

申込日（告知日）が共済組合の受付月以外（前月以前又は翌月以降）の場合は、新たに加入申込書の提出をお願いします。

4 保険料

(1) 団体信用生命保険・・・貸付残高10万円につき月額20円

(2) 債務返済支援保険・・・平均返済月額1万円につき月額99円

5 保険料の徴収

申込日（告知日）の属する月の翌々月22日に12ヵ月分を口座振替

ただし、平成23年4月及び5月に中途加入の場合は、初回に限り平成23年8月22日が口座振替日となります。

6 その他

団体信用生命保険に既に加入の者で、債務返済支援保険のみを追加して申込み場合の債務返済支援保険の適用開始日は、団体信用生命保険と同様の更新月の初日となります。